

○猟銃等販売事業許可について(照会)

〔昭和三十六年四月三日
通商産業省重工業局航空機器課長あて ○〇県〇〇部長〕

このことについて猟銃等販売の事業許可申請があつた場合において、武器等製造法第十九条第二項において準用する同法第五条第一項第二号及び第五号の規定に適合していると認めるときは、許可をしなければならぬとされているが、当該申請者に下記のような違反事実があり、罰金刑に処せられた者である場合、許可することの可否について御教示下さるようお願いいたします。

記

一 昭和三十二年一月二十三日確定、道路交通取締法違反、罰金千円

罰条 道路交通取締法第七条第一項第二項第五号、第十条第二項、第二十八条第一号、道路交通取締法施行令第五条

二 昭和三十二年八月二十四日確定、道路交通取締法違反、罰金千円

罰条 道路交通取締法第十八条第二項、第二十九条第二号、道路交通取締法施行令第五条

三 昭和三十三年三月六日確定、道路交通取締法違反罰金一、五〇〇円

罰条 道路交通取締法第七条第一項第二項第五号、第十条第一

項、第二十八条第一項、道路交通取締法施行令第十五条第一項第二号

四 昭和三十四年三月十三日確定、道路交通取締法違反、罰金三、〇〇〇円

罰条 道路交通取締法第七条第一項第二項第五号、第十条第二項、第二十八条第一号、道路交通取締法施行令第五条

以上

猟銃等販売事業許可について（回答）

〔昭和三十六年四月十八日
〇〇県〇〇部長あて 通商産業省重工業局航空機武器課長〕

昭和三十六年四月三日付け、三十六商号外により照会のありました上記の件につきましては、下記のとおり回答いたします。

- 一 武器等製造法第十九条第二項で準用する同法第五条第一項第五号ハの規定は、主として公共の安全の確保を目的としているものと考えられる。従つて、その「情状」については他の法令の規定に違反した内容が猟銃等販売事業者としての適格性（例えば公共の安全の維持、危険物の保持に関する規定の遵守、正常な精神を有すること等）に反するものであるか否かを判断し、それに基づいて「不適当な者」であるか否かを決定すべきであると考ええる。
- 二 貴県から照会のあつた件については、その違反した法令の規定（道路交通取締法）の目的が武器等製造法の目的とやゝ主旨を異にしており、また、違反した内容からしても、御照会によつて、当方が判断する限りにおいては一応情状として御照会に係る者は、猟銃等販売事業者として不適当なものであると判断しなくてもよいものと考えられる。

しかしながら、御照会によつては、御照会に係る者が違反した

事案の具体的内容、罰金刑を課せられた事情および数回にわたり罰金刑に処せられているところから御照会に係る者が遵法精神を欠除している者であるか、等について、判断し得ないので、それらの点を考慮して、猟銃等販売事業者としての適格性の有無を判断せられたい。